

## 第12回霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会 議事要旨

日時：平成18年11月11日（土） 14:00～16:00

会場：かすみがうら市多目的会館

議事：

- (1) 開会
- (2) 第11回協議会の結果
- (3) A区間実施計画書（修正案）について
- (4) 今後の進め方
  - ・自然再生協議会全体スケジュール
  - ・第13回協議会の進め方（案）
- (5) 閉会

### ◆議事要旨：

#### 1. A区間実施計画書（修正案）について

- ・植生等の管理方針を示したマニュアルを、専門家の協力のもと、今後作成する必要がある。
- ・P21 作業の概要 エ) で書かれている「観察路」は、人が踏み固めてできた小道程度の簡単な通路であり、木道等の導入は行わない。
- ・P21 事業の概要の4つ目の項目の「他区間の計画立案に」という表現について、A区間も今後継続して手を入れていくという意味を込めて「今後の計画立案に」に修正する。
- ・A区間実施計画書（修正案）を協議会として了承する。ただし、文章、語句等の修正意見があれば、10日間程度事務局で受け付ける。

#### 2. 今後の進め方

- ・次回協議会では、B区間の実施計画案を国土交通省が協議会に提示し、内容の協議を行う。
- ・事務局は、引堤の先行事例である宍道湖の資料を次回協議会に提示する。

以上

---

### ◆報告事項：

『霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区 自然再生事業 実施計画書【A区間】』

（実施者：国土交通省 霞ヶ浦河川事務所）

主務大臣及び茨城県知事に送付（平成19年1月24日）

# 第12回 霞ヶ浦田村・沖宿・戸崎地区自然再生協議会

## 議事録

日時:平成18年11月11日(土)

14:00~16:00

かすみがうら市多目的会館

### 1. 開会

#### 【霞ヶ浦河川事務所長】

本日は、第12回自然再生協議会にご参加いただき、ありがとうございます。

第8回協議会で自然再生全体構想を策定し、今年度に入り第10回協議会では、国土交通省が実施するA・B区間の実施計画の協議をしてきています。その中で、A区間を先行して実施計画の策定を進める話になりました。

これを受け、前回の協議会では、A区間、特に仮置きヤードになっている区間の実施計画を協議しました。この中で、内容、役割分担、文章等に意見をいただきました。

本日は、前回いただいた意見と事前に委員の皆様からいただいている意見を踏まえ、前回の資料を修正してきています。今日は、その内容を改めて議論して頂きたいと思います。本日、実施計画を承認頂ければ、事業実施の手続に移りたいと思いますので、活発な意見交換をお願いします。

### 2. 第11回協議会の結果

#### 【前田会長】

事務局から、前回の議事の要旨の説明をお願いします。

#### 【事務局(平野課長)】

資料1をご覧ください。

#### ○資料1 第11回議事要旨・議事録の説明

#### 【前田会長】

前回の復習ですが、意見等、異論ありますか。よろしいですね。

### 3. A区間実施計画書(修正案)について

#### 【前田会長】

前回の議事を受けて、実施計画書案の修正案が手元に届いているわけですね、事務局。

#### 【事務局】

はい。

**【前田会長】**

では、それを見ながら、協議したいと思います。引き続き実施計画書（修正案）の説明をお願いします。

**【事務局】**

それでは、「資料－3、自然再生実施計画書（修正案）A区間」をご覧ください。

**○資料3 実施計画書（修正案）【A区間】の説明**

**【前田会長】**

前回と大きく違っている点は、前は協議会の名前で計画書の案が出てましたが、今回は河川事務所の名前になっています。説明があったように、協議会は計画書をつくる立場にはない。実施者がつくり、それを協議会で協議する、というのが法律で、国交省は国交省、それから、協議会に参加している団体、個人、各個に別々に計画書を出すことが法律上あり得ます。それを全部つくっていくのは非常に大変なので、このA区間に限り、今まで手を挙げていただいたメンバーで○をつけた形で行く。

そして、今までの協議自体を無駄にするのではないですが、計画は実施者の責任においてつくるとなっています。法律及びそのひな型と照らしてみると、この中に盛り込むべきものは実施者自体になるので、実態ではなく、この計画書はあくまでも環境庁、農林省あるいは県知事等に提出するための書類の形を整える意味で、この形でやらせてもらえればというのが事務局の提案だと思われれます。

形式的なことですが、了承されたとしてよいでしょうか。特段、困ることがあれば、意見をお願いします。

実は、余り細かい法律の照らし合わせをやってこなかったのが間違いで、初めは、個々に出すべきだという筋を守っていたのですが、前はやってみてもいいのかなという話もあったので、協議会名でやってみるのもいいと思ったのですが、やっぱりだめということになりましたので、もとに戻りこういう形になります。

もう一つは、事務局、本日の参加の中でここに○がついてない方はいますか。

要するに、○がついていないものはやってはいけないという話ではないのです。それから、当然、作業に当たり、協議会メンバー以外の方の参加も大いに歓迎します。しかし、書類の上では、今までの協議会のメンバーであり、しかも、事務局側が呼びかけたものに対し応じた者に限定せざるを得ないことです。そのほかの方々を排除するのでは決してない。

特に、将来、C、D、E区間などに、移ったときは、私たちが中心にやるという方々もいるはずで、そこではその方々を中心にするようになると思います。

なお、漏れた方で、やっぱりこの中に参加という形をとりたい方がいれば、早速、事務局の方へ申し出してもらえれば……。

これは提出する前ならいつでも直せますよね。

**【事務局】**

はい。

**【前田会長】**

もし、あれば、速やかに申し出いただければ。

それで、事務局、訂正したところ及び意見をいただいたところの資料がありましたね。

**【事務局】**

はい。資料－２の３ページです。

**【前田会長】**

説明して下さい。

**【事務局】**

資料－２の３ページの参考資料です。基本的には、皆さんから意見をいただいているので、それを反映する形で修正したつもりです。

上から幾つか紹介しますと、「はじめに」の「当面」というところでは、矢板を切るだけで終わったのかという話に対し、そうではないので、「当面」という言葉を入れてます。

それから、修正案のP20、環境学習の場の形成で、水辺に近づきたいと書いてありますが、危険な場所を危険と説明するのも環境学習だと意見をいただいています。当然、事業活動をする中で、注意喚起や教育活動を実施していきたいと考えてます。

それから、P22です。配慮事項で、渇水時の水深の配慮で、矢板を一定の高さに残すのは、産卵後の親魚が戻れないと意見をいただいています。これは、過去の最低の霞ヶ浦の水位を考慮しても、魚が行き来できるぐらいの水深を確保して矢板を切る高さを決めます、と説明をしていました。10cmぐらいの水深が最低でも守れると考えてますが、それについては専門家に意見を聞き、問題ないことを確認しています。

また、ヨシ、カサツゲの種子や地下茎、ヤナギの枝は、浚渫土は半分程度は活用すべきでないという意見をいただきました。活用がこちらの理解と違うようですが、外に持ち出すことは考えてなく、同じ区間の中で築山にして、根や種子が残ると考えてます。あくまでも浚渫土は、水と触れさせない理念を持っていますので、水資源機構からの航路浚渫の砂を使いたい考えです。

24ページ、A区間の水路です。ワンドを2つ造りますが、この水路は必要ではないという意見をいただきました。これは協議会の中でも議論があった気がしますが、水の流動や魚類の移動等、フナの産卵に当然寄与するので設置したいと考えてます。

25ページ、植生等の管理を実施する場合、できるだけ想定される自然の力を代替するものと位置づけてます。植生の将来管理のところに基本的な考えを加筆しました。

19ページです。矢板に穴をあけて水を引き入れ、様子を見ながら矢板を抜いてもいいのではないかと、という意見をいただいています。今後の自然再生事業計画の立案に資する知見を得ることも目的の一つに入ってますので、そういった知見が得られたなら、また次のステップに進めていくことになると思います。

基本的に自然再生の理念に少し立ちのぼって考え直し、昔の沿岸帯の植生を目指してはどうか。制約がなければ、堤防から100mぐらいまで、その浜堤の位置を再生したらどうかという意見がありました。A区間の前面は、ワカサギやシラウオの産卵場となっている現状があります。漁業者の

生計の場となっているので、現状で実施するのは難しいと考えていて、そのほかの区間で実施の可能性を協議会の中で図って、また対応していきたいと考えてます。

それから、実施者の定義として、先ほど、説明した国土交通省と訂正をしたことと、役割分担の整理をしたところです。

以上です。

**【前田会長】**

あとは、自分で出した意見がどうなったかわからない方は、質問していただくこととして、以上の説明を受け、この修正案について意見を頂きたいと思います。

事務局、この案の中で、ヤードの周りはどうになりましたか。記載はなしですか。A区間の場合はヤードだけではないと思います。

**【事務局】**

A区間を対象にした実施計画書ですが、今回、考えているのが、浚渫土の仮置きヤード区間を定義し、そのヤードの中で実施する内容がこういうものだと示しています。

**【西廣委員】**

9ページから始まるA区間の現状と変遷の中には、ヤード跡、開水面と在来湿地区域という名前になっています。

**【前田会長】**

9ページでいくと、ヤード跡区域があり、その前に開水面区域があり、後ろに在来湿地区域があります。これ全部含めてA区間ですから、A区間の自然再生計画ならば、これ全体が含まれなければいけないわけですが、そのうちの部分ですよ、今いっているのは。

**【事務局】**

はい、そうです。

**【前田会長】**

辻褄が合わない。ここは当面、放置することも含め、計画の中にはなければならぬ。

**【事務局】**

意味がわかりました。

**【前田会長】**

そういうことをどこかに書いていませんか。

**【平井副会長】**

いえ、21ページにあります。事業概要の説明。

**【前田会長】**

A区間の、水が堤防に直接、接している、21ページのア。水がいきなりついているのは、そのままにする。イ、ヤード跡のうちの、今、水がたまっているところとヤナギ林は、全体を大事にする方向で考え、ゴミなどの撤去を行うことはあり得る。場合によっては、簡単な道をつくることがある。それから、ウは、ワンドをつくるところで、エが在来の湿地では観察路かゴミ拾い等はある。これは国交省がやる工事の外の話でしょう。これで全体の計画になっていることになる。事務局、いいですか。

管理は、土地も含め、全体としては国交省だから。つまり、事業の概要で、ウに当たるのが後ろの施工の話になる。それでいいですか。

**【事務局】**

はい、結構です。

**【前田会長】**

では、A区間の全体も含めまして、意見をいただきます。いかがでしょうか。

これは皆さんに前もって配っているもので、目通しいただいたと思います。お気づきの点等がありましたら。細かいことでも結構です。

**【飯島委員】**

25 ページですが、これまでも自然再生事業をやってきて、ワンド的な環境に植生の復元を図ってきた経験からいうと、特に沈水植物、かなり貴重な種も再生する可能性があると思いますが、造成直後、数年といわず、1年以内ぐらいで消滅する種も結構あると思うんですね。そういったものに関しては、私どもでも、現在、学校ビオトープをつくってますので、そちらに緊急避難させておく。そういった再生したものの一部を、特に貴重な種に関しては移植もあるのかどうか。貴重な種に関しては資源として維持するために——学校ビオトープを、今、120校あります。そういう流域の小学校の皆さんにもこの事業に参加してもらって、動機づけにもなると思いますので、ぜひ活用してもらおうシステムにしたいと思います。

**【前田会長】**

今、飯島委員の方から提案がありましたが、必ずしも学校ビオトープに限ることはないとは思いますが。原則は、持ち込まず、持ち去らずとなっていますが、必要に応じ、あそこに入れておけばもつなというものがあれば、そこに持ち込んだり、この中に置いておいたら危ない、特に小さい水辺のものはあり得るので、そうした場合には緊急避難的にほかへ移すこともあってよいか。それは自然に反するからまずいのかと、そののところまでは恐らく計画書には細かくは書かなくてもいいかもしれませんが、しかし、皆さんの共通理解はあって、それに基づいて行動しなければいけません。

今の話は、皆さんの意見も賜りたいと思います。国交省は、管理者としてはどうですか。

**【霞ヶ浦河川事務所長】**

ミティゲーションの話ですね。

**【西廣委員】**

ミティゲーションではなくて、系統維持みたいな……。それだけではないですが、霞ヶ浦で珍しい種が出てくるかは、宝探的な側面がある、やってみるとすばらしいものが出てくる可能性はあると思うので、ところが、やっぱり湖につながっていると、何か突発的なことで消えてしまう可能性は十分あるので、ただ、出てきたものは系統を維持しておく措置はとった方がいい。それは、この場でも残すし、一部、株分けして、系外ですね、霞ヶ浦の外で系統を維持するのが一番の目的になると思っています。

そういう面では重要だと思っているので、学校ビオトープも使えるでしょうし、ほかの方法もあるかもしれない。だから、この中に植生管理の一環に位置づけてもいいのではないかと思います。25 ページの中に保全上、重要な種が確認された場合には、系外——系外は霞ヶ浦外の意味ですが、

系外での系統維持も検討するなど、一文を入れても問題ないと思ったのですが、いかがでしょうか。

#### 【平井副会長】

25 ページの右上を見ると、前回なかった留意点が書き加えられています。その中のウを見ると、浅化及び遷移の進行により困難な場合も予想されるが、そういう場合には、保全することを含め、新たな保全管理手法について考えるとあるので、今、飯島委員が言われたのももっともなことで、沈水がせっかく生えたのに、だめになりそうときには緊急避難をぜひビオトープへ、という提案ですが、いろんな状況が出た場合には協議しながら、新たな保全管理あるいは緊急避難的な保全管理と、この留意事項の中に入れて考えてもよいのではないですか。一文、わざわざ、学校ビオトープを利用するのはあえて書かなくてもいいと思います。皆さんの同意の中で留意点の中に含まれるのではないかと思います。

#### 【前田会長】

ただ、文言的にはこれでいいかもしれませんが、緊急避難的というと、協議会を開く段階を、決めてから開くまでに結構時間がかかることになると思うと、やっつけられないときもあり得ます。特に飯島さんのいわれるものは可能性がある。

したがって、協議はするし、黙ってやる、あるいは最低、事後承諾があってもやむを得ないと思うのですが、あらかじめ、事務所と相談、あるいは西廣委員と相談することは、当然あるのですが、それでやるにしてもいいという了承、けしからんという話なら、ここではやらないなど、そのあたりは共通の理解、了解を得ておかないと……。

あとは、事務局に任せて、臨機応変に対応しなければならないところがある。ただし、基本的な考え方だけは整理しておかなければならないと考えられます。

もし、もっと細かく書けというなら書くことは可能ですが、役所に出しますし、いろいろなことが考えられるので、ぼかして書いていますが、皆さんから前に、自然のものには人間が手をつけるのはけしからんという話もありましたので、ここではやむを得ないときは管理すると前回もご承知いただいていると思います。

延長上になりますが、いかがでしょうか。具体的な手法は、提案者、それから事務所等に伺って、ケース・バイ・ケースで処理したいと思いますが、そういう措置をしていいのかどうか、意見があればいただきたいと思います。

飯島委員のいわれることは、私は話のとおりにはいかないと思います。かき回すと、何かが出てすぐ引っ込むことはしばしばあるので、あり得る場合だと思います。

#### 【牧委員】

先ほど、会長が言われた実施者を国交省のみにしてよいかという話と今の話は関連してくると思います。生態系を維持することは、本来、国交省の仕事ではない。そこを決めておかないと、では、事務局、一任するよとって、自然再生に向かう、本当の意味での生き物を、自然を見た方向へ国交省の立場で動けるのか。これは無理だと思います。

だから、実施者が国交省ならば、トンカチやるところが国交省だ。これはいい。何のためにやっているのか、自然再生のためにやっているのだから、大きなところに立ち戻って国交省がやれるなら、実施者は国交省だけでもいいと思いますが、十分に留保条件をつけてあげないと、国交省もや

りにくいでしょうし、やる気にもならないかもしれない、そういう危惧を持っています。

**【前田会長】**

国交省がやるといっても、管理者に黙って何かをやるわけにいかないから、国交省をかませるだけで、実質、ほんとに貴重かは、失礼ですが、所長や課長にもわかりはしません。それは、商売が違うから。しかるべくケース・バイ・ケースでわかっているもの、いわゆるボランティアというか、一般の方々の中でわかっている方もいるわけで、その辺は対応するのですが、話の筋として、国交省の責任のもとに形をとるだけであって、全部、国交省に任した、とは決していえないわけで、そこに協議会の意味があるのだと考えざるを得ないわけです。

したがって、逆にいうと、国交省に任せるのではなくて、気がついて、こうやる、あるいはこう頼むと、国交省というよりは事務局としての機能を發揮してもらうことで、主体的には協議会のメンバーが実質的には動くことに、この手の問題はならざるを得ないと思います。ただ、法律上の問題として国交省を立てるだけ——だけという、国交省に申しわけないのですが。

**【牧委員】**

実施計画がないからできないと言われるのは、そこが一番まずいですね。

**【前田会長】**

だから、これ、事務局でしょう？協議会の事務局は河川事務所に置いてますよね。事務局の機能を發揮していただければいいわけで、トンカチ上の話はなくて、これをどうするか。飯島委員の言われたように、どこの学校が受け入れるかというのは、連絡さえ受ければ可能ですよね。この会は河川事務所が事務局だから、国交省の本来の仕事かどうかを離れて、協議会の事務局として機能していただくところでお願いできればと思います。

**【牧委員】**

いや、そうはいかないのでは。計画書の計画を立てたのは国交省で、実施するのも法律上は国交省だ。協議をした結果を踏まえて計画ができた、できたことをやるだけだ、となると、非常に固く、わからない世界ですから。そういうところは臨機応変にやる、と計画書の中に入れておく方が動きがよいと考えます。

**【前田会長】**

今の類いは臨機応変で何かやると書いてないですか。

**【平井副会長】**

役割分担……

**【前田会長】**

平井先生、お願いします。

**【平井副会長】**

表紙は実施者、霞ヶ浦事務所と書いてありますが、29 ページ、一番最後の、実際の本事業はこれをやると役割が書いてあって、施工するのは主に国交省ですが、その後のモニタリングから環境管理、今の突発的な緊急避難が必要な場合には、〇がついたみんなでやるということが明記されていますから、国交省がやる、やらない、という問題ではなくて、右側の表にも、環境管理に公募委員の仕事、国土交通省の仕事はありますので、それは心配されなくても、この表に従って粛々で行わ

れるべきものと思います。

**【牧委員】**

それなら、大変結構です。

**【司会】**

もし、先ほど、平井先生からの提案にあったように、例えばの話として、新たな保全管理手法について専門家の委員に協議し、という形にすればと思います。専門家を入れれば……

**【前田会長】**

専門家の意見を聞いてとか……

**【司会】**

はい、そうです。

**【前田会長】**

専門家がだれかは別にして。飯島委員、それでもいいですか。専門家ということですが。

**【飯島委員】**

どちらでもいいと思いますし、今、私の提案したことに関して、この協議会の中で皆さんに合意をしてもらえることが大事だと思います。そのときになって、またああだこうだとなると困るので、それをぜひしてもらおう。

**【前田会長】**

今、飯島委員がかわりに言われましたが、後で、話にならない、何でほっておいたとならないように、まずは皆さんに合意をいただきたい。本日の段階でいかがでしょうか。

やたらと人間が手をかけるのはけしからんで、全部やめろ、という話は理論的にはあっていいですが、この区間は、今、とりあえずもたないので、ある程度の手をかける方向で動いているのです。その延長上で、飯島委員の場合、あるいは西廣委員が言われる場合は、しかるべき手段を講じるように、何が正しいか、常々考えていく。

それらは、本来は協議会の場で審議すべきですが、緊急の場合は、事前にある、例えば専門家の意見を聞いて措置することもある。措置した場合には、当然報告はあるべきですが、初めてですから、実は、議論してみても何もないことも結果的にはあり得ますが、やはり予防線は張っておいた方がいいので、我々は可能な限りの手は尽くしてみる意味で手を入れる。こういった管理をする方向で了承したことにしてよろしいでしょうか。

**【山根委員】**

緊急避難の話で、起き得るかは、可能性のある前提で話がされていると思うのですが、今、避難先を学校ビオトープがあるという話でしたが、流域のあらゆる学校まで考えた上での話なのか、それとも、ここは上大津の地区ですから、学校を考える場合に、一番近いのは上大津東小学校ですね。それから、上大津西小学校。あるいは台地の方では、菅谷小学校のような地区の学校があります。その範囲は、どう想定されているのか。あるいは環境科学センターに避難受け入れ的な機能を期待していいのかわかるか。学校ビオトープを、もう少し具体的に、例えばこんな範囲でといったものを話していただくと考えやすいかと思います。

**【前田会長】**

私としては、学校ビオトープは例として挙げたので、学校ビオトープに限るとは言ってないのです。学校ビオトープも利用の範囲の一つにある。それから、上大津や下大津など、具体的なことはいえない。もちろん、センターということもあり得る。時と場所と可能性、相手の気持ちに沿って管理ができるかどうかを見て、その相手を決めなければならない。したがって、それらの判定が必要なので、その知識を持った方をお願いすることになりますから、何が出るかによって、どういう条件が望ましいか。では、そういう条件を備えているところはどこかということで探す。こういう順番で決まると思います。

**【山根委員】**

その考える順序はわかりますが、近くから考えていって、近くにないときは……

**【前田会長】**

それは、遠いところよりは近くの方がいいですよ、可能ならば。

**【山根委員】**

そういう考える順序を確認しておきたいと思います。

**【前田会長】**

学校ビオトープといってもいろいろあって、学校ならいいともいきません。相手によりけりで、条件によって、考えざるを得ない。場合によっては、ビオトープではだめなものもありますし、それは相手のところで考えて、その理由を説明して、よってここへ持っていったことが専門家の立場から説明できるという処置をしていく方向でいかがでしょうか。

**【山根委員】**

相手があることですから、受け入れて、だめにしたら大変だということもありますよね。

**【前田会長】**

それは、当然、交渉の範囲内でやるしかないのです。物事は全部、相手あってのことですから、だめなものを押しつけることはありません。

**【山根委員】**

受け入れやすいネットワークを考えておいた方がいい。

**【前田会長】**

実は、ネットワークを考えるとところまで行くかまだわかりませんので、そういうことが必要になったときに考えたいと思いますが、やはり事例を重ねないと、ネットワークが必要かどうかもわかってこない。恐らく緊急避難的なものだけに限ると、そうネットワークという話までは発展しないと思います。しかしながら、全体の利用も含めた、この自然再生の地区について考える際には、そうしたネットワークがやはり必要になるだろうと思うので、この先、ご相談せざるを得ない事項かと思っています。

**【平井副会長】**

山根委員が言われたことも含め、この実施計画が決まった後でもいいと思いますが、管理の基本方針は整理しておいた方がいいのかもしれないかもしれません。系統維持にしても、まず選んでいく条件、山根委員が言われた近さも大事な条件だと思います。せつかく学校でやるなら、子供も現場を見に来られる機会があるといいかもしれないですし、また、環境も近いところでもあるかもしれませんし、

それとともに、学校といっても、いろんな土の条件が違ったり、また学校の方針で、本当に池が恒常的に維持できるかどうかも変わってくるでしょうから、何に注目して場所を選ぶか、項目を挙げて整理をしておくことが必要だと思います。

また、外来種は、自然帰化植物以外の帰化植物は可能な限り駆除する書き方が、今のところ、多々ありますが、可能な限りといっても、恐らくすべては不可能だから、こういう書き方になっていると思います。やはり放置すると非常に問題になるものと、それほど気にしなくてもいい種類とありますので、例えばアレチウリなんていう植物が出てきたら、発見次第抜かないと大変になるとか、そういう植物も多々ありますので、そういう具体的な管理方針の重要な項目をリストアップしたのは、後でつくっておいた方がいいと思います。

**【前田会長】**

言われるとおりで、これは、今、入り口として、具体的にトンカチが終わって、そこから我々が溝掘りあたりを始めたところで図ができてきますと、こういうところに出てくる。どんなものが出てくるかを見ながら、本当だと、管理マニュアルをつかって、例えば外来種の、アレチウリやヌスビトハギの、すぐやたらとはびこるものは、見つけ次第やっつけないと、全体がだめになるものがあります。そうじゃないもの、目立つものは、専門家にマニュアルの粗筋をつくらせ、全体でつくり、管理をする。これは植物ばかりではないので、ほかのもの、エビガニが出てきたときにどうするか。それを釣っていいのか悪いのかも本当は問題になりかねないことですので、この先、考えなければならぬと思います。食用ガエルも出るのですね。

**【西廣委員】**

別の点でよろしいですか。

先ほど、前田先生がヤード以外の場所のことが余り書いてないと言われましたが、それに関連で、21 ページの事業の概要のエに、在来の湿地では簡単な観察路を設けると書いてありますが、これは、ここに文章があるだけで、計画、図面などは入っていませんよね。

**【前田会長】**

入っていません。

**【西廣委員】**

これは決まっているのですでしたか。何を指しているか、よくわかりません。

**【前田会長】**

あえて入れてなく、概要であって、これもどうするかは現地ができてから細かく考えていくしか手がないと思います。我々の一般会員の能力、かけられる金、力、人数と時間、それから地形、これらとの合わせ方でできることが決まってくるので、無理して図面をつくってしまうと、やらなければならないなくなり困ることもあると思います。

**【西廣委員】**

会長が、前々回の第 10 回協議会で、堤防際にとげの多い植物が多いから、どこか刈り込んで道をつくる、と言われたのですが、そのことですか。どこにどういう道をつくるかも……

**【前田会長】**

どこにどういう道をつくるかは、皆さんが来るなら、道がなくては困る。どこでも歩かれても困

ることもあるし、観察上のこともある。したがって、私の頭の中にあるのは、皆さんで枝払いをしたり、水のたまっているところを土盛りした簡単な道。したがって、国交省にやってもらわないのが私の前提です。つまり、国交省だと立派な道ができます。下手するとコンクリ張りから始まり、安くて尾瀬の道ができます。ああいうものは要らない。それで、場合によっては、土嚢を積んで抑えることはあり得るかもしれないが、素人が勤労奉仕でできる程度の話だろう。

**【西廣委員】**

これが指している場所を、私が誤解しているのでしょうか、9ページの言葉遣いを見ると、開水面とヤード跡と在来湿地と分けていて、ここでいう在来湿地は、A区間南端部に残存する植生帯のことですよ。

**【前田会長】**

だから、一番初めですよ。

**【西廣委員】**

ええ。21ページでいっている在来の湿地も、このことですか。

**【前田会長】**

21ページのエは、一番東の端のことでしょう。

**【西廣委員】**

東か、南か、水神様の前の……

**【前田会長】**

では、南でいいのです。

**【西廣委員】**

ええ。そのところですね。

**【前田会長】**

ええ。それから、イは、池をつくるよりも西ですよ。ヤナギの林の中です。

**【西廣委員】**

ヤード跡地は、ヤナギの林ですよ。

**【前田会長】**

今、一番西の外れに水たまりがありますよね。水たまりのあたりのゴミがいっぱい詰まっているところは、何とかせざるを得ないだろう。国交省にも何とかしてもらい必要があるでしょう。そこからたどって、ある場合には池まで行ける観察路や散策路だか知らないけれど、簡単な通路は決めておかないと、みんなに入られたらそこらじゅう踏んづけられるし。ですから、余り入りやすすくない道をつくるしかないだろう。

それで、穴掘りをするところのウが問題でして、ウの外れにササ山があり、もとの泥を積んだところに、アズマネザサの塚がありますが、あれはフェンスで囲っていますが、全体ができたら、将来、もし、国交省がいいならば、あのあたりも多少整備して——片づけをしてもらえるか。そうしたら、皆さんが欲しいならば、あのササやぶをみんなで勤労奉仕して草を刈れば、小さな展望広場ができるから、それはそれでもいいよ。

エは、今ある一番南の端ですが、あそこも結構ゴミが漂着したりしているので片づける。片づけ

るだけでは、何でやるかわからないので、観察路、要するに、延長上で人が一人通れる程度の小道を抜くことがあるレベルでいいのです。

**【西廣委員】**

わかりました。私は立派な道をつくられるのが怖いくらいで、別に、人が歩く道をつくるぐらいは構わないと思うのですが、逆に、あえて書いておく必要があるのか、と思ったので。

**【前田会長】**

つまり、何も書かないと計画書にならないところがあるのです。

**【西廣委員】**

では、文章はこのままとしても、ここでの合意——合意はこれからですか。簡単な観察路は、人が軽く踏みつけたくらいの道で、特に獣道をつくる感じですね。

**【前田会長】**

踏み跡ですね。パス、地図だと、点々の、小径……

**【西廣委員】**

だから、木道をつくったりを指すものではないことでよろしいですね。

**【前田会長】**

はい。イは、木道は導入しないと書きましたが。

**【西廣委員】**

イはそうですね。エで考えているのも……

**【前田会長】**

これは、以下同文という意味です。

**【西廣委員】**

わかりました。

**【前田会長】**

皆さんが、まずいと思うならば、変えられますが。

**【浜田（文）委員】**

今、話された在来湿地に、昨日も行ってきましたので、状況をお話したいと思います。

あそこは、もともと人が入れるようになっているところです。そこへ、若者たちが水上スキーや船を持ち込んで、基地のように使っていたところ。ちょっと入ると、砂浜的な状況になっているところ。たしかアサザ基金もあそこでアサザの植えつけをしたと思いますが、人が大分出入りするところですから、そういうのはちょっと無理かなとも思うのですが。ただ、現在は、車どめを張って、車が入れなくなったので、以前よりは人が入れなくなってますが、今でもまだ入れるように道になっています。

それから、ここの状況は、つい先月、水位が上がったからかもしれませんが、漂着ゴミが大分集まるところです。これは、陸上からの放置されるゴミではなく、湖底からの漂着ゴミがたまる場所です。前回協議会のときも、この辺は、穴をあけてもゴミで埋まるのではないかと言いましたが、これからもまたそういう漂着ゴミに埋まってしまう場所だと思いますから、留意していかなくてはならないと思います。

これは、11 ページの写真に写っている場所ですが、これは一昨年、初夏の状況なので、今とはまた違っていると思いますが、もともと人が出入りするところだと、踏まえたらいいと思います。

それから、その上のアズマネザサのあるところですが、ここはフェンスがあって、中にアズマネザサが繁茂していますが、矢板で囲ってあります。もとは、あそこの上にプレハブの小屋が建っていました。今、小屋はなくなっていますが、もし、あそこをいじる場合には、その辺の工事も必要だと思います。

それから、写真には載ってませんが、この区間の中でもう 1 カ所、東側、弁天様の前の方ですが、砂浜が少し残っているところがあります。主に田村地区あたりの方ですが、犬の散歩に来て犬を泳がせたり、あるいは連れの人が入ったりと出入りするところなので、それで、砂浜的に残っているのです。ただ、ここ 1～2 年、余り出入りしなくなってきたので、ヨシがせり出してきた状況です。人が出入りするところも、場所によっては必要で、維持されていくべきだと思います。

**【前田会長】**

浜田さん、その小さな南の端の砂浜は、地元の人が仕事の上で使うことはありますか。

**【浜田（文）委員】**

仕事はないでしょうね。

**【前田会長】**

遊びの人たちが船をつけることはありますよね。

**【浜田（文）委員】**

ありますね。

**【前田会長】**

釣りとかね。

**【浜田（文）委員】**

ええ、そうです。

**【前田会長】**

それから、散歩はありますね。

**【浜田（文）委員】**

散歩の人が入りますね。

**【前田会長】**

それ以上の、生業上はないでしょう？

**【浜田（文）委員】**

それ以上はないでしょうね。少し離れているところですから。

**【前田会長】**

そういうことも考えていかなければならないと同時に、実は国交省の方で後で考えていただくのですが、人の立ち入り、それから車の進入ができるところをどう整理するかが一つの問題で、ここには書いていない問題です。それから、今、浜田さんが言われた、寄ってくるゴミ。今あるものをとりあえずどけることは頑張ることができるが、どけてもまたすぐ来るから、それを後でどう考えるかも一つの問題で、これは場所が決まっているのですが……

**【浜田（文）委員】**

ちょうど集まる場所なんですよ、あそこは。

**【前田会長】**

課題として残ると思います。

**【浜田（文）委員】**

そうですね。

**【前田会長】**

したがって、管理上の問題も後で、先ほどの植生の問題と同様、役所的に言えば、水準のマニュアルが必要になる事項であろうと思います。

それで、国交省は、原則的には立ち入り禁止とかいえないでしょう？

**【霞ヶ浦河川事務所長】**

現在、考えていません。自由使用だと思っています。

**【前田会長】**

自由使用ですね。ただ、車の乗り入れは、どうぞともいかないですね。

**【霞ヶ浦河川事務所長】**

いかないですね。

**【前田会長】**

そのあたりのできるバランスが、どこにあるかを探らなければなりません。

ほかにいかがでしょうか。

**【平井副会長】**

前回の議事録や議事要旨を見ると、沼澤委員からいろいろ意見が出たのでしょうか、A区間の自然再生事業は矢板の一部撤去だけではない、というやりとりがあったのでしょうか。「当面」の文字を追記する、と議事要旨に書いてありますね。

それを踏まえ、21 ページの事業の概要ですが、事業の概要は枠で囲んであって、4つありますね。その一番最後に、「事後モニタリングにより、他区間の計画立案に役立つ知見を収集する」と書いてあって、素直に読むと、A区間はこれで終わりだよ、他区間に行くよと読めます。A区間は当然、さらに今後もやる可能性があるわけです。今回2つだけワンドをあけますが、これをどうするかは、モニタリングの結果によって、さらにA区間の今後の計画及び他区間の計画立案に役立つと書くと、前回の議論も踏まえて、A区間はこれで終わりではなく、場合によっては、モニタリングの結果、さらに延ばす、矢板を外すこともあると思うので、ぜひ加えてはと思います。

**【霞ヶ浦河川事務所長】**

上段の2行には入っていますね。

**【前田会長】**

一番下、「・」の4番目、「事後モニタリングにより」は、「他区間の」を「今後の」に直す。

**【西廣委員】**

19 ページ、事業の目的のところの「・」の3つ目には、「追跡調査して、当該区間および他区間での」と書いてあるので、これを生かして、当該区間及び他区間での今後の計画立案に」と入れて

もいいのではないですか。

**【前田会長】**

「当該区間」もしつこいから。

**【西廣委員】**

しつこいが、他区間だと、やっぱりここが入らなくなってしまう。

**【前田会長】**

当該区間を含むことになるんですよね。

**【西廣委員】**

そうですね。

**【前田会長】**

役所がいうと、当該区間を含む今後の計画立案に資することになる。

**【司会】**

21 ページの上から2行目、「今後の当該地区および他区間を対象とした計画の作成に資するものとするが本来で、その概要として書いてあるので、会長の「今後の計画立案に役立つ知見を収集する」でよいと思いますが、いかがでしょうか。

**【前田会長】**

これをまとめたのだから、下の文章を「今後の」にすればいいでしょう。

**【司会】**

はい。そういう形でいかがでしょうか。

**【前田会長】**

では、そういうことで、これは措置させていただきます。

ここで休憩を入れて、承認するかどうかの手続に入りたいと思います。

[休 憩]

**【司会】**

それでは、時間となりましたので、会議を再開したいと思います。

**【前田会長】**

実は、まだ細かい文言の修正等はあると思います。したがって、本日、大筋について可能ならばご了承いただきたい。事務局、専門家会議に持っていくのはいつになりますか。

**【霞ヶ浦河川事務所長】**

これでご承認いただければ、本省の上部機関に資料を上げて、12月の専門家会議にかける話になっています。その前に、本省も資料を見せろという話があるので、できたら、10日ぐらいの間に事務局の方に文章について意見をもらうのはいかがですか。

**【前田会長】**

猶予期間は10日ぐらいある。でしたら、皆さん、微修正等気がつかれた部分は、本日を含めて1週間、来週の土曜日までに事務局宛にお知らせいただけませんか。

そういう条件をつけて、この計画案を協議会としては了承いただけるかどうかをお諮りします。

**【山根委員】**

その前に一つ確認したいことがあります。事前に郵送していただいた実施計画に対する意見と対応3ページの表があります。これと今日の資料2の参考資料の表を対照しながら、どこに載っているか見ましたが、ほとんどこの中に載っていますが、送られてきた表の中の置換砂の項目が入っていません。ここの部分の扱いはどうなったのかをお聞きしたいと思います。

**【前田会長】**

砂置きかえの部分ですね。

**【山根委員】**

その部分がこちらの表には載っていません。

**【前田会長】**

砂置きかえの部分は内容が非常に細かいので、計画書の中には書かず、文言を修正すると同時に、施工の上で考えることなので、別冊の参考の中で、措置させていただいています。あとは、実際は、トレンチを入れて、工事にかかってから、掘ってみて、砂の専門家と地形の専門家に見ていただいて、必要ならば微修正を行うことで、具体的には措置することになっています。

**【山根委員】**

では、抜けたから扱わないのではなく、きちっと対応されているのですね。了解しました。

**【前田会長】**

ほかにありますか。

よろしければ、これは多数決ではないので、仕方がないも含めて、これでとりあえずやるということでしたら、拍手等で意思表示していただければと思います。いかがでしょうか。

[賛成者拍手]

**【前田会長】**

ありがとうございました。

これは、手続上の問題で、実は、細かい話はこれからになります。どう持っていくかは、今後、現地の様子を見ながら、相談が必要になると思いますが、皆さんの了承をいただいたので、国交省は正式な手続に入る。本日の日付をもって、協議会はこの「修正案」を消して、計画書として承認する手続を終わったことになります。どうもありがとうございました。

#### 4. 今後の進め方

**【前田会長】**

まだその先があると思いますが、事務局、お願いします。

**【事務局】**

今後の予定ですが、協議会で了承されたので、この計画書をもって上部機関に上げていきたいと思えます。

実際の工事の着手時期ですが、これから手続を実施して、ワカサギ・シラウオの産卵の関係もあ

りまして、2月ぐらいに施工すると影響があるので、多分、時期が3月になるかと考えてます。3月から工事を実施した場合に、工事の安全が確保できて、ある程度人が入って、見に来て大丈夫なタイミングを図って、もし参加される方がいられば、工事途上の状況を見ていただく。例えば、先ほど、トレンチを掘る話がありましたが、現地の土砂の状況を、溝に掘って、砂がどのぐらいまで入っているのか、どのぐらいまで浚渫土がかぶさっているのか、その辺を見ていただくことも可能かと思えます。

その後ですが、スケジュールは、資料2の2ページです。今後の全体のスケジュールを書いてますが、今回は第12回、それで、13回の協議会で、B区間の実施計画の協議に移りたいと思ってます。B区間も、A区間同様、国土交通省がまず案をこの協議会に持ってきて、皆さんと協議をさせていただきたいと考えています。

時期は、これからいろいろと詰めていかなければいけない部分があり、年度内に1回もしくは2回開きたいと思っています。具体の時期は、決まり次第、連絡をします。

#### 【前田会長】

これから国交省内の手続を経て、環境省、農林省あるいは茨城県知事等に書類を送付して手続を進める。手続きの段階で、今まで協議会の決定事業を上からひっくり返された前例はないそうです。きちんと形が整っているかは審査されますが、手抜きがなければ、大体それで行ける。今さら、県あるいは農林省からクレームがつくことはないと思われまので、大きなことがなければ、ワカサギの産卵時期を避け、3月ごろ、遅くとも4月半ばぐらいには、土木的な仕事が終わるでしょう。そこから先、その過程を見るための集まりは1回やっていただきたいとお願いしています。

それから、その後の管理上、その他のイメージをつくるために、ある形ができたところで皆さんに集まっていただいて、現地を見ていただき、これをもとにどうするか。例えばの話、今の施工図面では地盤が高過ぎるという話もあります。でも、土木屋、工事屋のやり方ではこれしかないところもありますので、微修正は我々がくわを持ち、地ならしに行くことも必要になるかもしれません。それらも含めてどうするかを相談したり、その後をどうしていくかを考える。今までは船出ですから、これから航海に移る、本物になります。

同時に、次回以降、B区間の相談に年度内に入りたいですね。

#### 【事務局】

B区間は、これまで2回ぐらい、案のイメージを示してますが、堤防よりも堤内地側の民家がある方に国交省の土地を持っています。その広い面積を生かして、今の堤防よりも後ろ側にコの字型に堤防を新たにつくってはどうかと案を以前に示しました。その後、内側の内湖、そういった空間ができるので、活用して緩傾斜をつくる、池をつくる、と、アイデアを示した経緯があります。

一つ、後ろ側に堤防を引くに当たって、前面の堤防を切る場合には、後ろ側の堤防ができてから3年ぐらいは表側の堤防の開削ができません。後ろ側の堤防をもし今回の協議会の中でつくることが妥当であるならば、大筋の了解をいただければ、なるべくその部分は、そういった形で進めていきたいと考えてます。

#### 【前田会長】

要するに、B区間は、これまでも相談したように、引堤になるわけですが、まずやるためには、

堤防を引かなければ後の話はできない。ところが、堤防を引くためには、国交省の手続も、計画がないと、仕事に入れない事情があるので、私たちは、自然再生実施計画書B地区をまずつくりたいと、国交省が仕事に入れない。

しかし、B地区に何をどうつくるか、イメージ図は前にも国交省から示されたし、皆さんから案をいただいています、その中をどう具体的にするか計画を立てるためには、引堤が決まらないと具体的ににならないので、まず計画書は、大ざっぱな構想をつくり、この自然再生の構想に引堤が必要である理由の計画書をつくり、それに基づき、周りを固めて堤防をやっていただく。堤防の工事が終わったとしても、すぐに中を工事できるか、そうはいかなくて、堤防が落ちつくまでは3年程度は中をいじれないので、その間に細かいことを具体的に決めていく。

そういう段取りになると、少なくとも今年度中に国交省に、引堤をする場合に大体こんなものと絵を示してもらい、それに応じて我々は何ができるか、すべきかを議論し、大まかな構想をつくり、引堤の計画書を出し、一回送付する。手続上の送付をやって、その送付の際に、中は工事の後の状況を見て詳細は後で変更する、とただし書きをつけて出す。それで、工事をやってもらって、それが落ちつくまでの3年の間に具体的に細かく中をどうするかを相談し、決める。そういう手順で進められればと考えています。

したがって、私どもは、大まかに中身にどういうものを入れたいかをまとめていく下相談を今年度中に始めて、可能ならば、来年度中に引堤に係る工事その他を国交省に手をつけていただく。

で、手をつけてたら、すぐに中身ができるわけではなく、3年ですから。その間、遊んでいるわけにもいかないの、ほかのところも含めて議論していく。そういった大まかな来年度の流れ方で考えていただければ、と今のところ考えてます。

事務局、いいですか。

**【事務局】**

はい、そのとおりです。

**【前田会長】**

よろしいでしょうか。

そういう手順を踏まえ、皆さんから、この際がありましたら、A、B、実は、そのほかもありまして、早くこっちを急げという話も場合によってはあるかと思いますが、とりあえず……

**【浜田（文）委員】**

大筋で今のスケジュールでよいと思うのですが、一つ要望として、今までA、Bとも田村地区の区間です。いわゆる沖宿区間以降の区間をなるべく少しでも手をつけていただきたい。特に集落の前面のあたりは、先般の勉強会の折にも申し上げましたが、年々、植生がなくなっていくところであり、こういう協議ばかり続けていて、なくなっていくのを見続けるのはしのびがたい。さらに、用地の買収のこともあります。アウトラインだけでもまず出してもらわないと、そちらの方も進まないですから、沖宿地区の方にも早目に手をつけるようにしていただきたい。これが地元からの要望です。

**【前田会長】**

要望、ごもっともです。私が勝手に思いますと、全体の湖岸をどう将来的に持っていくかは、恐

らく河川整備計画の中に含まれていると思います。河川整備計画は、諸般の手続が終わって、我々がこういうものだとわかるのは、来年の夏までには大体見えてくるかと思いますが、そのころには自然再生はどのようにすることが望ましいか、どうすべきかと議論ができる基盤ができる。議論してもおかしくない、政策的に齟齬を来さないことになる気がするのです。これは勝手な思いですが。

可能ならば、許される時間もありますが、来年度のどこかでは、沖宿地区の議論を始められるときがあると思いますが、事務局、感触としてどうですか。

#### 【霞ヶ浦河川事務所長】

会長の言ったとおりで、今、河川整備計画が動いています。治水は、霞の場合は波浪対策ですので、前面に例えば離岸堤をつくって堤防の緩傾斜をつくることをこれから協議が出てくる。それで、環境は、湖岸の植生帯が少なくなったところを保全再生するという手続が、近々スタートをします。それができ上がるのが、多分、夏ぐらいまでにはある程度方向が出るだろう。

そうすると、具体的な目標と場所が決まります。詳細な設計は、今後の話になりますが、位置づけは、波浪対策あるいは植生帯護岸をどこにつくるのかは決まりますので、その計画と合わせて自然再生事業がどうリンクするのか、その議論には夏以降入れる。これから手続なので、予定ですが、入れる可能性がありますかという質問に対して、可能性としてはありますという答えです。

#### 【前田会長】

逆にいうと、基盤がどうなるかわからないところで、我々が何かを考えても、スポンサーが動いてくれなければ話にならないわけで、そのスポンサーは、国と県です。要するに必要性、特に環境上の必要性ばかりではなくて、治水上あるいは安全上の必要性和環境保全上の必要性が大義名分をもっていわれてこない、と、基盤ができない。そうすると、その基盤を踏まえ、有効によりよく利用していくところに、当面、この自然再生事業の位置づけをせざるを得ないのだろうと思います。

沖宿地区、戸崎地区を捨ててはありますが、その辺の親の話を聞くと、優先的にここをやれとか、そういう話はその後でできるようになると思いますので、浜田委員の意見は、会としても、意見として承るといふ冷たい話ではなく、できるだけ進める方向で調整し努力してもらいたいと思います。

ほかにございますか。

#### 【平井副会長】

この協議会が始まって、丸々2年が過ぎましたが、何も変わっていない。参加している方ももどかしいところもあると思います。さらに、B区間は堤防をつくってもまだ3年間はいじれない。何年かかるのだろうと。一つ事務局にお願いですが、B区間のように、既にできている堤防を壊して、その内側の引堤をつくる。税金でつくったものを壊して、また税金でつくる。そういうことは日本でこれまで余り行われていないのですが、唯一、私が知っている事例は、宍道湖の西岸の斐伊川の河口部に平田地区がありますが、ここは、色々な条件がうまく重なり、5年ぐらい前引堤をやりました。日本で初めてのケースだと思います。私も何回か行きましたが、ここよりかなり規模は小さいですが、ワンド的に引堤を一部分したところには、かなり砂が付き、植生が戻り、やっぱり鳥が大分来ている。すばらしいところなんですね。

ぜひ、その関係資料を、ビジュアルなものを用意していただき、皆さんに一度見てもらう。図面

の中でこうなる、ああなるという予想図ではなく、実際に宍道湖で行われていますから、資料を取り寄せて、改築前と現在の姿、できれば夏と冬の姿があるといいのですが、そうすると、引堤のイメージが現実のものとして共有できると思います。それを見ながら、B地区に、では、我々の霞ヶ浦でどうしようか、と話に入っていくやすいし、現実のものを見ながら、次のステップに入っていきたい。ぜひ、その辺の資料をお願いします。

**【事務局】**

はい、わかりました。

**【前田会長】**

ほかに、いかがでしょうか。

5. 閉会

**【前田会長】**

では、よろしければ、本日の協議会は終わりにさせていただいて、事務局、お返しします。

**【司会】**

ありがとうございました。

それでは、A地区の実施計画は承認されたので手続に入らせていただきます。

なお、文章等の微修正は、来週の土曜日までに事務局の方に申し付けいただければと思いますので、よろしくお願いします。

では、第12回協議会を閉会いたします。委員の皆様、長い時間、お疲れさまでした。ありがとうございました。